

# ご注意

報酬を得て

提出代行者・事務代理人として手続きを行うと法違反になる場合があります。

## 参考

社会保険労務士法第二十七条（業務の制限）

社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じて報酬を得て、第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行っていない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令に定める業務に付随して行う場合はこの限りでない。

社会保険労務士法第二条（社会保険労務士の業務）

社会保険労務士は次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類を作成する場合をいう。以下同じ）を作成すること。

一の二 申請書等について、その提出に関する手続きを代わってすること。